

令和5年7月7日からの大雨により被災された  
お客さまに対する電気料金の特別措置について

令和5年7月7日からの大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この大雨に伴う被害により、災害救助法が適用された市町村（青森県1町、秋田県15市町村）および隣接する5市4町1村の計26市町村<sup>※1</sup>において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、7月18日に経済産業大臣宛に認可申請を行い、本日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日<sup>※2</sup>の延伸

被災されたお客さまの2023年6月（支払期日が災害救助法適用日<sup>※3</sup>以降となるものに限り）、7月、8月および9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金<sup>※4</sup>）は申し受けません。

3. 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年1月末日まで申し受けません。

※1、3

特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

電気料金の特別措置の適用対象市町村（7月18日時点：26市町村）

＜災害救助法適用日：7月14日＞

■災害救助法適用市町村（7市7町2村）

青森県：西津軽郡深浦町

秋田県：秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、  
北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、  
南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡  
大潟村

■隣接市町村（5市4町1村）

青森県：西津軽郡鱒ヶ沢町、中津軽郡西目屋村

岩手県：八幡平市、岩手郡雫石町、和賀郡西和賀町

秋田県：横手市、大館市、鹿角市、由利本荘市、仙北郡美郷町

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※4 不使用料金は、基本料金の半額。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

＜お問い合わせ窓口＞

カスタマーセンター TEL. 0120-066-774

【受付時間】

平日※：午前9時から午後5時まで

※祝日・土曜・日曜を除く

以 上